

鹿児島県青少年保護育成審議会委員の募集について

鹿児島県では、青少年の保護と健全な育成に資するため、県青少年保護育成審議会条例第1条の規定に基づき、「鹿児島県青少年保護育成審議会」を設置しています。

このたび、同審議会において県民の参画を得て、審議の活性化と、より開かれた青少年育成施策の推進を図るために、委員を公募します。

○ 募集人員 1人

○ 応募資格

県内に居住する満18歳以上（令和8年4月1日現在）で、自ら応募される方
ただし、令和8年4月1日現在において、県が設置する他の審議会等の委員である者及び公務員（県が出資する外郭団体の職員を含む。）は応募できません。

○ 応募方法

必要事項を以下の申込フォームにより提出してください。

<https://shinsei.pref.kagoshima.jp/NX8a8wg3>

（右の二次元コードからも提出できます）



※ 必要事項内には以下のテーマに基づいた作文（800字程度）が含まれます。

テーマ「青少年を取り巻く有害環境について」

スマートフォンや SNS を始めとする新たな機器・サービスが急速に普及し、青少年を取り巻くインターネット利用環境が一層多様化する中で、SNS に起因する事犯の被害児童数が高い水準で推移するなど、子どもの犯罪被害は深刻な状況にある。有害情報や有害図書、有害がん具刃物等の青少年を取り巻く様々な有害環境についての意見、また、対策としてどのような取組を行っていけば良いかなど考えをお書きください。

○ 募集期間

令和8年3月6日（金）から令和8年4月6日（月）まで

○ 選考方法等

- ・ 必要事項を審査の上、決定します。
- ・ 選考結果については、決定後、速やかに応募者全員に通知します。
なお、選考結果の理由等についてのお問い合わせにはお答えいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・ 委員に決定した方については、氏名及び居住市町村を公表します。

○ 個人情報の取り扱い

住所、氏名等の個人情報については、委員の選考以外には使用しません。

<問合せ先>

鹿児島県 総務部 男女共同参画局

青少年男女共同参画課 担当：菊永、上野

住 所 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

電 話：099-286-2557 F A X：099-286-5541

E-mail：r18@pref.kagoshima.lg.jp

<鹿児島県青少年保護育成審議会の委員について>

[審議会の主な役割]

知事の諮問に応じ、次に掲げる事項について、調査審議する。

- ・ 優良映画の推奨に関すること
- ・ 有害映画等の指定又は指定の取消しに関すること
- ・ 有害図書等の指定又は指定の取消しに関すること
- ・ 有害広告の指定又は指定の取消しに関すること
- ・ 有害がん具、刃物の指定又は指定の取消しに関すること

[委嘱期間] 令和8年5月16日から令和10年5月15日までの2年間

[開催回数] 年2回程度
(原則として、平日の午前8時30分から午後5時15分までの間に開催)

[開催場所] 鹿児島県庁内の会議室等（鹿児島市内）

[経費負担] 審議会に御出席いただいた場合は、県の規定による交通費等をお支払いします。

※ 次の事項のいずれかに該当した場合は、委嘱を取り消すことがあります。

- ・ 他の都道府県に転出した場合
- ・ 県が設置する他の審議会等の委員になった場合
- ・ 公務員（県が出資する外郭団体の職員を含む。）になった場合
- ・ その他の事由により、取り消す必要があると認めた場合